・三井住友銀行亀有支店　髙木竜也名義　口座番号2130254
・三井住友銀行新宿支店　岡田憂輝名義　口座番号4118654
・三井住友銀行調布駅前支店　山下量平名義　口座番号1125053
・三井住友銀行南森町支店　宮原拓治名義　口座番号2016235
・三菱東京ＵＦＪ銀行亀有駅前支店　髙木竜也名義　口座番号3890059
・三菱東京ＵＦＪ銀行武蔵境駅前支店　熊谷香菜子名義　口座番号3900097

⑷　主な犯行態様

ア　前記⑴記載の業者名を名乗って、前記⑵記載の携帯電話から電話をかけ、金員を借りることを勧誘する。

イ　貸付額、貸付期間及び利息額等の金員貸付の契約が成立すると、借主の銀行等口座に現金を振り込む。

ウ　利息額を支払うことで貸付期間の延長ができる。

エ　元金や利息額の支払は、前記⑶記載等の第三者名義の銀行等口座へ振り込ませる方法で行う。

5　開始決定の時における給付資金の額　金651万6,000円

6　支給申請期間

平成24年７月11日から平成24年９月10日までの間

7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　裁 判 所 名　東京地方裁判所立川支部

⑵　裁判年月日　平成24年２月13日

⑶　確定年月日　平成24年２月28日

⑷　被告人の氏名又は名称　渡邉　由朋

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人は、東京都新宿区内に事務所を設けて貸金業を営んでいたものであるが、東京都知事の登録を受けないで貸金業を営み、かつ、業として多数人に対し金銭の貸付けを行い、その貸付けに当たり、貸付元金及び法定の限度の割合を超える利息を受領するに際し、平成22年８月16日頃から平成23年５月30日頃までの間、89回にわたり、多数人の顧客らに、貸付け元金及び法定の利率を超えた利息合計651万6,000円を、被告人が管理する第三者である他人名義の銀行の口座等３口座に振込送金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。

（罪　　名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反

8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出先）

〒190―8544　東京都立川市緑町６番地の３
東京地方検察庁立川支部被害回復給付金担当
電話番号　042―548―5055（代表）内線523

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（東京地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（東京地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第52条第１項第６号の規定に基づき、下記金融商品取引業者に対して、業務の停止を命じたので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

１．商号　大万証券株式会社
２．本店所在地　名古屋市中区栄二丁目８番５号
３．登録番号　東海財務局長（金商）第14号
４．登録年月日　平成19年９月30日
５．行政処分の年月日　平成24年６月29日
６．行政処分の内容

平成24年７月17日から同年７月19日までの間、全店舗における全ての金融商品取引業に関する業務（ただし、信用取引の決済に伴う受託業務等、停止すると顧客に著しい不利益を与える業務で当局が個別に認めたものを除く。）の停止。

平成 24 年７月 11 日

東海財務局長　小西　　昭

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ベスト　パートナー
２．住所　大阪府箕面市粟生間谷東５丁目32番２―304号
３．代表者の氏名　倉瀬　教貴
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号近畿財務局長（金商）第326号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年１月11日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて近畿財務局理財部証券監督課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 24 年７月 11 日

近畿財務局長　池田　篤彦

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第６条の２の規定に基づく権限のある当局の認定

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第６条の２第６項の規定に基づく申請があり、同条第１項の規定に基づく認定を行ったので、同条第12項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年７月 11 日

国税庁長官　川北　　力

認定対象者　Catalent Pharma Solutions, Inc.
本店所在地　2711 Centerville Road, Suite 400, Wilmington, Delaware, U.S.A
認定日　平成24年６月25日
認定対象所得　株式の譲渡による所得
相手国の名称　アメリカ合衆国

直轄災害復旧事業の完了公告

下記に掲げる直轄災害復旧事業は、平成24年３月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定に基づき公告する。

平成 24 年７月 11 日

農林水産大臣　郡司　　彰

記

平成22年発生　直轄災害復旧事業　天塩沿岸地区

直轄災害復旧事業の完了公告

下記に掲げる直轄災害復旧事業は、平成24年３月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定に基づき公告する。

平成 24 年７月 11 日

農林水産大臣　郡司　　彰

記

平成23年発生　直轄災害復旧事業　雨竜川中央地区